

令和7年度京都市上下水道局戦略的PR業務 仕様書

1 業務名

令和7年度京都市上下水道局戦略的PR業務

2 業務目的

京都市上下水道局（以下「当局」という。）では、快適で衛生的な生活を支える水道・下水道を確実に未来につなぐため、「水道・下水道事業への理解促進」や「水需要の喚起」等の広報活動に取り組んでいます。

本業務は、これらをより効果的に取り組めるよう、全ての世代、多くの市民等へ戦略的な働きかけを行い、当局事業の認知度向上のためのブランディングを行うものです。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託金額の上限価格

6,600,000円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む。）

5 業務内容

水に関する記念日に沿ったイベントを軸とし、当局の広報戦略に基づいたブランディングを、当局マスコット「すみと・ひかり」を効果的に活用して行うこと。

当局の広報戦略（概要）

- ・マスコット「すみと・ひかり」を活用したキャラクターマーケティングを軸に、彼らの姿から、水道・下水道事業を想起していただけるようブランディングを行う。
- ・SNSや動画、印刷物等を駆使したクロスメディア広報を展開し、若年層へのアプローチを充実させるほか、イベントなどの対面広報において、企業等と連携し、最新のデジタル技術を取り入れ、「伝わる広報」として発信する。

(1) 水に関する記念日に沿ったイベントの企画・運営【年5回】

<開催予定の記念日>

ア 水道週間（6月1～7日）

イ 水の日（8月1日）

ウ 下水道の日（9月10日）

エ いい風呂の日（11月26日）

オ ピースな風呂の日（2月26日）

※各イベントにおいて、ターゲットの設定、告知用のメインビジュアルの作成、

着ぐるみによるPR、当日スタッフ資料の作成等を行うこと。

※当日のスタッフ（各回5名程度）は受託者で手配すること。

※開催日・開催場所（開催場所の手配手法含む）は当局と協議のうえ決定する。

（各開催イベントの想定）

| 項目 | 内容 |
|-------|---|
| 来場者数 | 500人～1,000人程度 |
| 参加費 | 無料 |
| 会場 | 京都市内の集客施設等 ※うち2回程度は会場費無料の施設を想定。その他、集客が見込める施設を提案すること。 |
| ノベルティ | 当局から提供可能なものは以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・ウェットティッシュ 5,000個 ・入浴剤 3,000個 ・コルクコースター 200個 ・手ぬぐい 300個 ・マイボトル 30本 ※上記以外の必要なノベルティは、受託者において手配すること。 |

（参考）令和6年度のイベントについて

| 記念日 | 開催日 | 会場 | 内容 |
|----------|--------|--------------------------|------------------------------------|
| 水道週間 | 6月3日 | 哲学の道 (来場者：約1,000人) | 水道水の安全性を伝える街頭キャンペーンを実施。 |
| 水の日 | 7月27日 | 蹴上の琵琶湖疏水エリア (参加者：28人) | 蹴上を中心とした琵琶湖疏水を巡る「琵琶湖疏水フォトウォーク」を実施。 |
| 下水道の日 | 9月7日 | 京都市動物園 (来場者：約1,000人) | 下水道探検ゲームやパネル展示等を実施。 |
| いい風呂の日 | 11月17日 | 京都競馬場 (来場者：約3,000人) | お風呂に関するクイズやバスボムづくり、入浴剤の配布等を実施。 |
| ピースな風呂の日 | 2月22日 | 梅小路公園 | お風呂に関するパネルの展示やバスボムづくり、塗り絵などを実施予定。 |

(2) 上記「水に関する記念日に沿った5つのイベント」に、当局が例年春に開催している「鳥羽の藤・蹴上のつつじ一般公開※」を加えた計6つのイベントのつながりを演出する通年企画（例えば、デザインを統一したパネルの作成や、各イベントで使用できるデジタル技術を用いたサイトの作成・運営、一般公開において、水に関する記念日に沿ったイベントの紹介ブースの設置など）を行うこと。なお、一般公開全体に係る企画・運営については、別途委託予定。

(参考) 鳥羽の藤・蹴上のつつじ一般公開 (令和6年度実施結果)

| 名称 | 会場 | 開催日 | 来場者数 |
|--------|-------------|-------------|----------|
| 鳥羽の藤 | 鳥羽水環境保全センター | 4月19日～4月21日 | 計11,884人 |
| 蹴上のつつじ | 蹴上浄水場 | 4月27日～4月29日 | 計18,218人 |

(3) 「冷やし水道水体験ブース」の企画・出展【年3回】

ウォータークーラーを使用し、冷えた水道水を来場者に飲んでいただく「冷やし水道水体験ブース」をイベント会場等に出展すること。なお、飲用の水道水は、当局が指定する場所から調達することができる。

※ウォータークーラーの本体(各回2台)及び稼働に必要な設備、当日のスタッフ(着ぐるみによるPRを含め、各回2名以上)は受託者で手配すること。

※出展日・出展場所は別途当局から指示する。

(出展イベントの想定)

| 項目 | 内容 |
|---------|---------|
| 参加費・会場費 | 無料 |
| ノベルティ | 4(1)と同様 |

(参考) 令和6年度の実績について

| 記念日 | 開催日 | 会場 |
|---------------|-------|----------|
| さすてな京都あじさいフェア | 6月1日 | さすてな京都 |
| 祇園祭(前祭) | 7月17日 | 京都市役所前広場 |
| 祇園祭(後祭) | 7月24日 | 京都市役所前広場 |



(参考) 祇園祭での様子

(4) その他

業務の目的を達成するための効果的なPR手法があれば積極的に提案すること。

※例：ARスタンプラリー(令和5年度)、下水道探検ゲーム(令和6年度)、お風呂診断ソフト(令和6年度)

6 印刷物等の制作及び校正

- (1) 受託者は、各業務に関連する印刷物等を制作する場合、その校正については、当局が校了と判断するまで行うこと。
- (2) 受託者は、各校正や校了の際に校正・点検を行い、誤りを発見したときは速やかに当局へ報告し、修正作業を行うこと。

7 業務体制

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、円滑な遂行のため、相当の経験を有する責任者(1名)及び主任担当者(1名以上)を配置すること。

- (2) イベント実施時には、十分な安全対策を講じること。また、不測の事態に備え、必要な保険に加入する等、緊急対応が可能な体制を整えること。なお、本業務に必要な許可の手続きは受託者が行うこと。
- (3) 責任者は、業務の全般にわたり業務管理を行い、主任担当者は、本業務の実施に当たって、当局と連絡を密にして十分に協議を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たって、進捗状況等について当局と協議してその指示に従うとともに、関係機関と連携し、調整を図ること。
- (5) 受託者は、進捗状況の報告に当たり、当局と月2回程度の定期的な協議（オンラインも可）を行うなど、緊密な連携をとること。また、受託者は当局との協議結果を記録にまとめ、協議終了後速やかに提出すること。

8 業務報告等

- (1) 成果物のデータ
※記録媒体（DVD-R等）を使用する際は受託者が用意すること。
- (2) 業務完了報告書
- (3) 請求書

9 支払方法

業務完了後一括払い

10 著作権等の取扱い

- (1) 本業務において受託者が作製した著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全てこれを当局に譲渡するものとする。また、受託者は、本著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 本業務において知的財産基本法第2条に規定する知的財産権に関連し、第三者の権利の保護の対象となっている著作物等を利用して本業務の用に供しようとする場合は、受託者の負担により、適正に権利関係の確認と処理を行うこと。また、万一、第三者からの権利の主張、損害賠償の請求等があった場合は、受託者の責任と負担により対処するものとし、本業務の遂行及び成果物の使用に際し支障を及ぼすことがないようにすること。

なお、第三者の著作物等を使用する場合は、本著作物の全部又は一部を当局が制作する印刷物や当局ウェブサイト等に掲載する点があることに留意すること。

11 特記事項

- (1) 秘密の保持
 - ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らす等、自己の利益のために使用してはならない。
 - イ 受託者は、本制作物等（業務履行過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複製又は譲渡してはならない。ただし、当局の承諾を得た場合

はこの限りではない。

(2) 禁止事項

ア 受託者は、創作物について登録等を受ける権利は当局に単独で帰属し、当局が自己の裁量に基づき知的財産権に関する法律上の保護を受けるために出願や登録を受ける権利を有すること及びこれにより取得する知的財産権は当局に単独で帰属することを確認する。

イ 受託者は、本制作物等を一部切り出して商標として使用又は商標登録出願はできないものとする。

ウ 受託者は、本制作物等の利用に際し、内容を改変又は二次的著作物の創作をできないものとする。

エ 受託者は、本制作物等を公序良俗に反する態様で使用できないものとする。

(3) 契約不適合責任

本制作物等において、契約の内容に適合しないものが見つかった場合は、当局の要求に従い、速やかに無償で是正すること。

(4) 関係法令の遵守

受託者は関係法令等を遵守して本業務に当たること。

(5) 協議による決定

本仕様書に記載のない事項及び内容に疑義が生じた事項は、当局との協議により決定する。なお、協議により決定しない場合は、当局の指示により決定する。